

コイの取扱いにご注意ください！

コイヘルペスウイルス（KHV）病のまん延防止のため、
捕獲したコイは、必ず下記の取扱いを守ってください。

○遊漁



○漁業



コイの持出しについては…

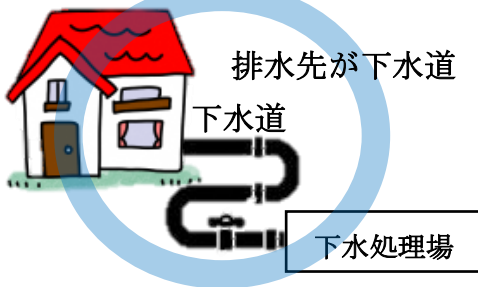


食用のための持出し
(泥抜き、調理)



捕獲したコイの鑑賞用飼育や、
他の水域への放流・遺棄は行わないでください

ただし、泥抜き、調理等の排水先については…



排水先が下水道

下水道

下水処理場



KHV病が確認
されている水域

水路

処理を行う場所の排水先が下水道または
既にKHV病が確認されている水域(裏面
参照)であることを確認した上で、漁場から
コイを持出してください



KHV病が確認
されていない水域

水路

※ (公財) 日本水産資源保護協会が作成したイラストを一部使用しています。

裏面もご覧ください➡

KHV病の発生が確認されている水域

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）

平成 30 年 4 月現在

1. コイヘルペスウイルス病とは

- ・病気の原因は、コイヘルペスウイルス（KHV）と呼ばれるウイルスです。
- ・この病気はコイ（マゴイとニシキゴイ）にしか感染しません。
- ・原因となるウイルスは、水を介して感染します。
- ・発病すると動きがにぶく餌を食べなくなり、弱って死んでいきます。
- ・KHVに感染したコイを触ったり、食べたりしても人体に影響はありません。



2. コイの取扱いに関する規則について

- ・コイの持出しや放流については、「島根県内水面漁場管理委員会指示」により制限されています。

(1) コイの持出しの禁止

ア 公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合又は次に掲げる場合を除き、コイを持ち出してはならない。

（略）

（ウ） 食用に供する場合

(2) コイの放流等の制限

ア 公共用水面等に放流するコイは、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、次のいずれにも該当するものでなければならない。

（ア） コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイでないこと。

（イ） コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

（ウ） PCR法又はLAMP法による検査でコイヘルペスウイルス病に汚染されていないことが確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

※指示に従わない場合、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

3. 死んでいるコイをみかけたら

川や池などでコイが大量に死んでいるのを見つけたら、移動させずに下記へ連絡してください。

【お問い合わせ先】

島根県農林水産部 水産課 TEL：0852-22-5323
松江水産事務所 : 0852-32-5703
浜田水産事務所 : 0855-29-5634
隠岐支庁水産局 : 08512-2-9668

